

事業主・労働者の皆さまへ

オルトートルイジンに
よる膀胱がんを
新たに追加

労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた 職業病リスト を改正しました

また、同物質の製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象に追加しました

労災保険制度は、労働者の業務上の事由、または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。この制度の補償の対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。

「職業病リスト」は「労働基準法施行規則別表第1の2」（以下「別表第1の2」）と、これに基づく厚生労働大臣告示で構成されています。

厚生労働省では、「職業病リスト」を改正し、**オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱（ぼうこう）がん**を新たに追加しました。（平成31年4月10日施行）

「職業病リスト」とは？

- (1) 「職業病リスト」は、業務上疾病の範囲を明確にすることにより、以下の役割を持っています。
- ① 被災された方の労災補償に関する請求を容易にする
 - ② 事業主の災害補償義務の履行を確保する
- (2) 業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められた疾病が、「職業病リスト」に示されており、「職業病リスト」は、新しい医学的知見や疾病の発生状況などを踏まえ、定期的に見直しを行っています。
- ※「職業病リスト」に示されていない疾病でも、業務と疾病との間に因果関係が認められる場合には、労災補償の対象となります。

職業病リストについては、厚生労働省ホームページに掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/syokugyoubyou/list.html



新たに追加された疾病は？

オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱（ぼうこう）がんです

オルトートルイジンは、染料・顔料の中間体の原料などで使用されています。

「別表第1の2」第7号11として、新たに追加しました。

<参考：「別表第1の2」第7号>

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- | | |
|---|--|
| 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 15 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 |
| 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 16 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 |
| 3 四-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 17 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん |
| 4 四-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 18 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん |
| 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん | 19 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん |
| 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん | 20 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん |
| 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん | 21 すず、鉛、油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん |
| 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫 | 22 1から21までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病 |
| 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病 | |
| 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん | |
| 11 オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん | |
| 12 一・ニ・ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん | |
| 13 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん | |
| 14 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫 | |

<裏面もご覧下さい>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

新たに追加された疾病について、詳しくは下記の報告書をご覧ください。

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」（平成30年11月）
- 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書（平成28年12月）

これらの報告書は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035viv_00001.html

厚生労働省 > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2018年11月 > 2018年11月30日（金）掲載 > 「労働基準法施行規則第35条専門検討会」報告書を公表



オルトートルイジンの製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象業務として追加しました。

<健康管理手帳制度とは>

がんやその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある人で、一定の要件に該当する者に対し、離職の際または離職の後に、手帳を交付し、国の費用で健康診断を行う制度です。

<健康管理手帳の交付と健康診断の受診>

オルトートルイジンを製造し、または取り扱う業務に5年以上従事した経験を有する人は、離職の際または離職の後に、所轄の都道府県労働局に必要な書類を添えて手帳の交付申請による手帳の交付を受け、無償でこの業務に関する健康診断を受診することができます。受診の方法、回数等の詳細は都道府県労働局から通知されます。

<施行期日>

この制度改正は、平成31年4月10日より施行されます。

（注）すでに健康管理手帳の交付対象となっている業務は13業務あり、今回のオルトートルイジンの製造・取扱業務は14番目の対象業務となります。

職業病リストの改正、健康管理手帳制度について、詳しくは最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。